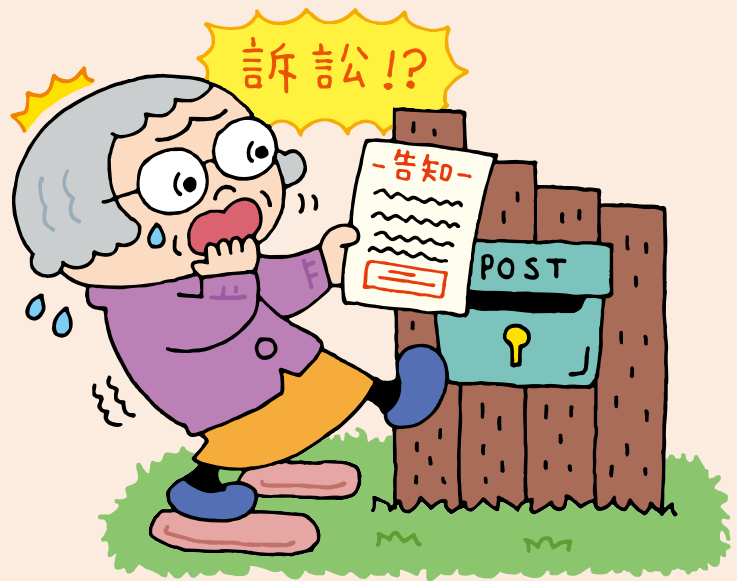


見守り 新鮮情報

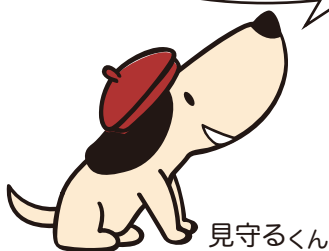
「総合消費料金に関する**訴訟最終告知**」という**ハガキ**が届いた。**訴訟**や**差し押さえ**などと書かれており、**怖くなって**ハガキに書いてあった電話番号に**連絡**したところ、「あなたは買った物の**代金を支払っていないため、企業から訴えられている**。弁護士に確認したが取り下げに間に合わないので、**示談金として10万円**をコンビニで支払うように」と言われた。**全く身に覚えがない**のに支払わなければならないのか。
(60歳代 女性)



相談急増 ハガキによる架空請求

ひとこと助言

架空請求は無視!



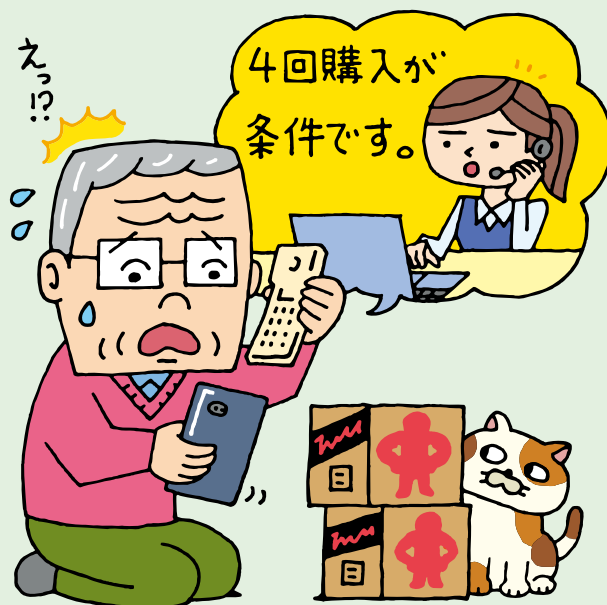
見守るくん

- ハガキによる架空請求に関する相談が増加しています。
- 行政機関を装い、「未納料金の訴訟最終告知」等と書かれたハガキが自宅に届き、文面に「訴訟を起こす」「差し押さえ」などと法律用語を使って不安をあおり、ハガキに記載のある連絡先に電話をかけさせようとするものです。連絡をすればお金を要求されたり、電話番号等の個人情報を知られてしまったりするケースもあります。
- このようなハガキが届いても、決して連絡してはいけません。
- 少しでも不安に思ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

スマートフォンで筋肉増強の**サプリメント**が約**500円**で購入できるという**広告**を見て申し込み、商品を受け取った。最近になって、再び**同じ商品が届き**、今度は**6千円以上**になるとの**請求書**が入って

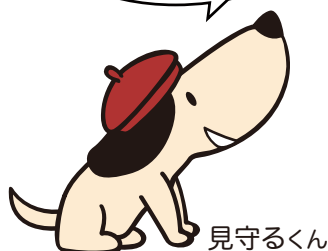
いた。事業者で電話したところ、**4回購入が条件**の**定期購入**だと言われた。**画面の下**の方にそのような説明が書かれていたようだが、申し込みの際は**気付かなかった**。(60歳代 男性)



「お試し」「1回だけ」の つもりが定期購入だった!?

ひとこと助言

契約条件を
確認しよう



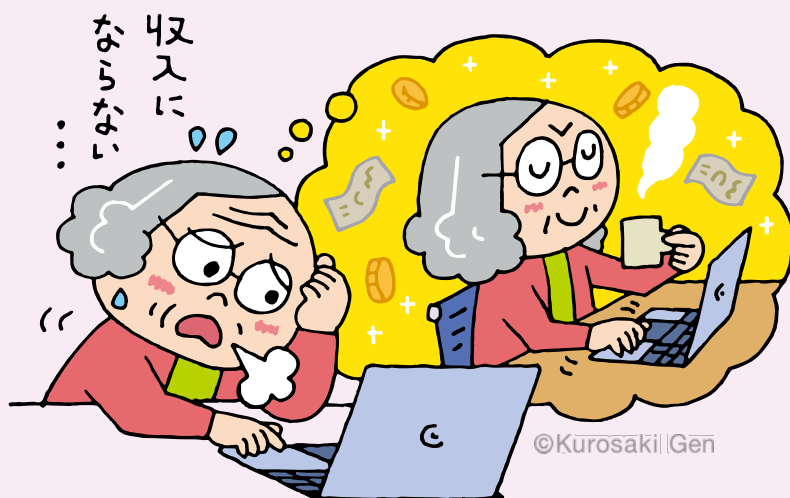
見守るくん

- ホームページ等の広告を見て、健康食品等を低価格で購入出来ると思って申し込んだが、実際には数カ月間の定期購入が条件となっていたという相談が寄せられています。
- 定期購入の契約条件によっては途中での解約が出来なかったり、解約しようと事業者に連絡しても、電話が繋がらなかったりする場合も多くあります。
- 商品を注文する前に、特に最終確認画面で定期購入が条件になっていないか、中途解約や返品は出来るのかなどの契約内容をしっかりと確認することが大切です。
- 困ったときは、お早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

見守り 新鮮情報

「老若男女誰でもすぐ収入が得られる」というメールマガジンを見つけ、約**30万円**で**情報商材**とソフトウェアを**購入**したが、ソフトウェアが起動せず、**収入が得られない**。苦情を伝えると月収1千万円を得られるという**上位のコース**を

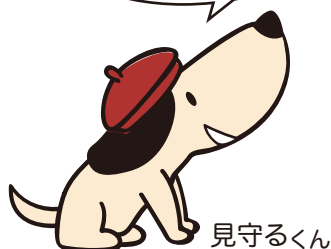
勧められた。「必ずフォローする」「代金50万円を半額にする」と強引に誘われ、**断り切れず契約**したが、その後**連絡はなく、全くフォローもない**。
(60歳代 女性)



簡単に高額収入を得られません 「情報商材」のトラブル

ひとこと助言

簡単には
もうかりません



見守るくん

- 副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称してインターネット等で販売されている情報のことを「情報商材」と言います。
- 広告等をきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が多数寄せられています。情報商材をきっかけにソフトウェアやコンサルティング等を契約させられるケースもあるので注意が必要です。
- 簡単に高額収入を得られることはありません。寄せられた相談をみると、実際にはあまり価値のない情報が高額で販売されていますが、契約前に内容を確認することが出来ないため、安易に信用して事業者に連絡しないでください。
- 不安に思ったときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。

見守り 新鮮情報

還付金詐欺に注意 ATMで還付金は もらえません

役所から「**百万円以上**残高のある通帳を持って手続きをすれば、口座に**還付金**2万8千円が振り込まれる」という電話があったので、**通帳**を持って**スーパー**の**ATM**に行った。指示された番号に電話し、担当者から言われた**暗証番号****982337**を入力し操作をした。還付金が振り込まれたと思い、**残高を確認**したところ、**98万2337円**が**他人の口座**に振り込まれていることが分かった。(60歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言

相手にしないで



見守るくん

- 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 役所などの公的機関や金融機関などの職員がATMの操作をするように連絡することは絶対にありません。
- 銀行店舗のATMではなく、操作の様子が周囲の目に付きにくいスーパーや駅などのATMへ誘導するケースが見られます。
- ATMの操作の際に、振込金額を「暗証番号」「受付番号」と言ったり、振り込みボタンを自分の口座への振り込みだと誤信させたりして、自分の口座へ振込手続きをしているように言葉巧みに錯覚させるのが手口です。
- お金が返ってくるなどという電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話「#9110」、消費者ホットライン「188」)。

トラブル対応のフローチャート

対応の一例を紹介いたします。地域の

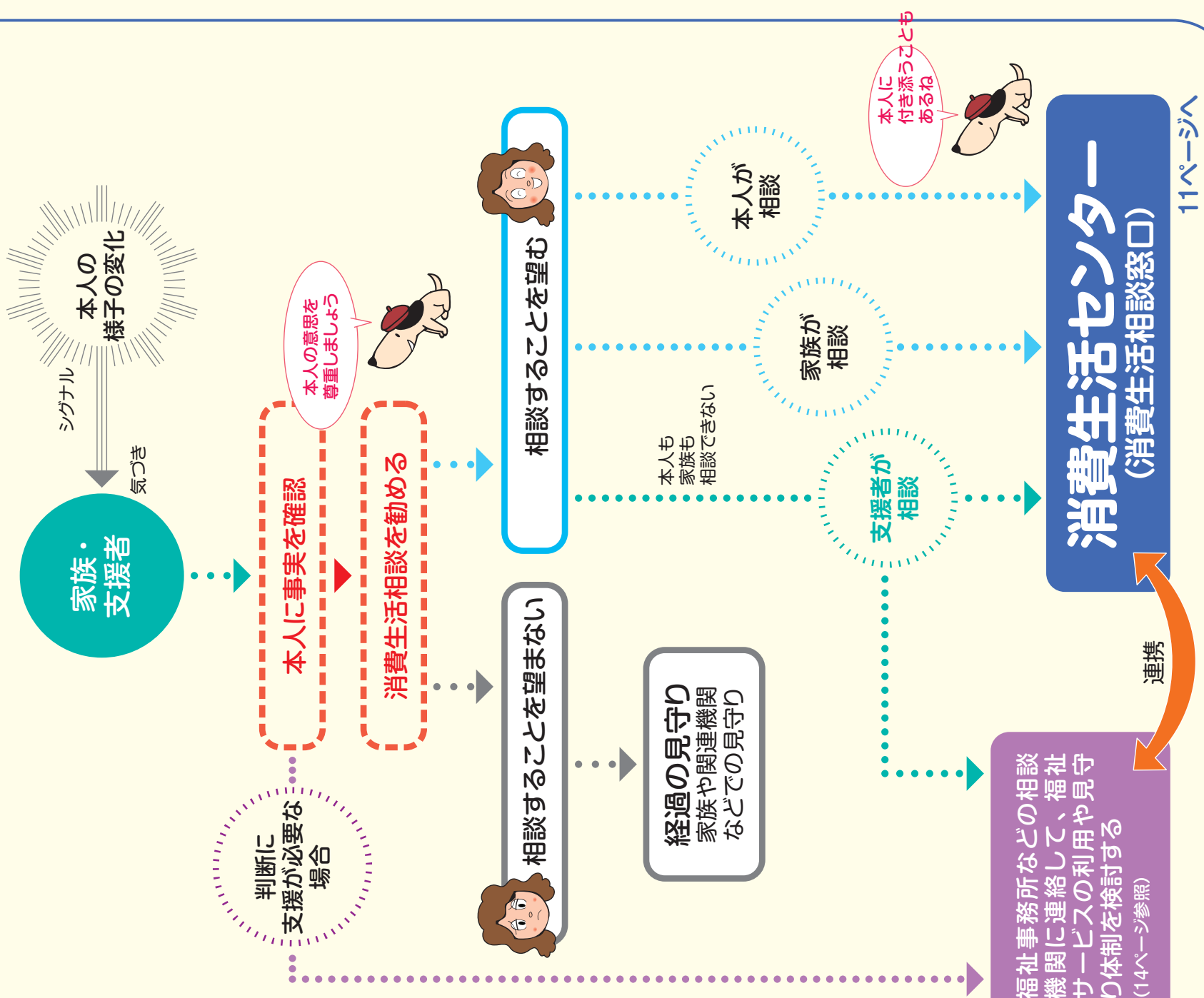
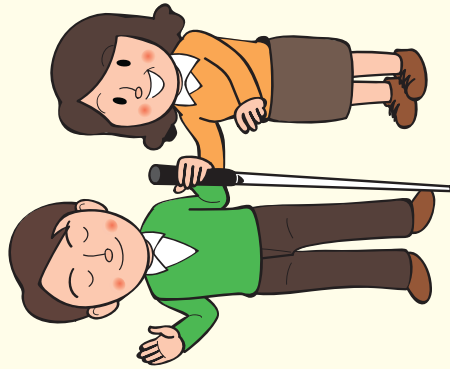
実情に応じて参考にしてください。

解説

家族・支援者の方へ

被害にあっていることに気づいた場合、早急に消費生活センターへ相談することが大切です。ご本人が相談を望む場合、事情をわかっているご本人からの相談が一番ですが、家族・支援者の方が付き添ったり、障害者相談員などの支援を受けたりすることもできます。

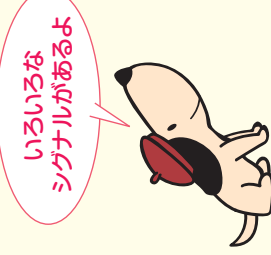
ご本人が相談を望まない場合、ご本人の意思を尊重することが大切ですが、被害の事実を客観的に伝えたり、本人支援プログラム（17ページ）への参加を検討するなどして、関連機関とともに連携して問題解決および再発防止に努めることが大切です。



気づきのチェック項目

本人の様子の変化には、次のようなケースが考えられます。

- セールスマンから連絡が入り、電話口で困っている様子を見せる。
- 恋人ができるなど生活に変化が生じ、隠し事が増える。
- 見慣れない段ボールや商品が部屋に置かれている。
- 訪問者や電話に対し、そわそわしている。
- 急に節約をはじめめる。
- なかなか言い出せずに困っている様子がある。
- 突然、本人宛の郵便物が増える。 など



国民生活センター発行 メールマガジン 見守り新鮮情報

全国各地から寄せられた「高齢者・障害者・被害者の消費生活に関するトラブル情報」を収集・編集し、高齢者や障害者や被害者の周りの方々に「見守り新鮮情報」としてお届けします（毎月2回程度発行）。内閣府のホームページから簡単に登録することができ、登録の電子メール（パソコンもしくは携帯電話）に最新情報を配信します。



メールマガジンの登録方法

見守り新鮮情報 | 検索

● パソコンからアクセスされる方

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mgtop.html

● 携帯電話からアクセスされる方

下記のメールアドレス宛に空のメールを送信

空メールの送信先： mimamori@mlireg.tricorn.net

福祉事務所などの相談機関に連絡して、福祉サービスの利用や見守り体制を検討する
(14ページ参照)

連携

消費生活センター (消費生活相談窓口)